

佐世保市公告第 号

佐世保市指令 建築第 号

## 建築基準法による命令の公告

（建築物・工作物）の所在地

命令を受けた者の氏名

この（建築物・工作物）は、著しく保安上（危険・有害）であると認めたので、

建築基準法第10条第3項の規定により \_\_\_\_\_ を命じた。

年 月 日

佐世保市長

印

### 注 意

- 1 この標識を破損する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられます。
- 2 この命令に違反した者は、建築基準法の規定により罰せられます。